

会報

飛躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No.74



新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている会員皆さまに対し心よりお見舞い申し上げます。
本会では同感染症に関する特別相談窓口を設置し各種ご相談を承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。
(関連ページ2P~5P)

主な記事

商工会では、
「**膨張から確かな成長へ**」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開して参ります。

**新型コロナウイルス感染症関連
支援策のお知らせ** 2P~5P

令和2年度通常総代会 6P
新会員紹介・こんにち輪(会員さんコーナー) 7P
各種ご案内・編集後記 8P



多賀城事務所 〒985-0672 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所 〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

新型コロナウイルス感染症各種支援事業

同感染症に関する各種支援策をご案内いたします。
商工会では各支援策の活用をご支援しております。お気軽にご相談ください。

多賀城市・七ヶ浜町共通

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、**令和2年4月25日から同年5月6日まで**の全期間、施設の使用停止に全面的にご協力いただいた中小の事業者と営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食業を営む事業者に対し、協力金を支給します。

※**対象施設以外で自主的な休止や営業時間の短縮を行った事業者は対象となりません。**

- 支給金額
1事業者あたり30万円
- 申請窓口 施設の所在する市町村の窓口で受付となります。

多賀城市

事業継続支援給付金

同感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内の小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人など事業継続を後押しするため、事業継続支援給付金を支給します。

○対象

- 次に掲げるすべての要件を満たす事業者
- ・市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること

・売上高が、**令和2年1月から同年6月まで**の任意の1か月間と前年同月を比較して、**20%以上減少**していること（創業1年未満の事業者については、令和2年1月から6月までの任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた原則直前の3か月間の平均売上高または原則直前の1か月間の売上高と比較して20%以上減少していること）

- 支給金額
1事業者あたり10万円

雇用調整助成金申請支援補助金

同感染症により影響を受けている事業者が従業員の雇用を維持することを支援するために、国が特例措置として実施する「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の申請を行うため、社会保険労務士へ当該雇

用調整助成金における申請業務を委託して実施している事業者

- 補助金額
1事業者あたり10万円（上限）
- 補助対象経費
雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への代行報酬など

提案事業助成金

宮城県の要請および協力依頼等に基づく施設の使用停止を行った市内事業者または営業時間の短縮等を行った飲食業を営む者が、3密（密閉、密集、密接）を回避しながら、テークアウトや宅配による飲食提供など、新たな手法による事業継続への取組みを後押しするため、それらの導入経費などに対して助成金を支給します。

○対象

宮城県の要請および協力依頼等に基づく施設の使用停止を行った市内事業者または営業時間の短縮等を行った飲食業を営む事業者

○対象となる事業

令和2年1月から6月までの間に、3密（密閉、密集、密接）を回避することを目的に、テークアウトや宅配による飲食提供といった新たな業態への転換やこれまでと異なる仕組みを導入する事業

- 支給金額
1事業者あたり10万円

多賀城市施策共通

○申請期限

令和2年8月31日まで

○申請方法

郵送または持参

（注）市役所窓口において相談および申請を希望される方は、電話での「事前予約」が必要です。

○申請・問い合わせ先

〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号
多賀城市市民経済部商工観光課
022-368-1141（内線471～474）

七ヶ浜町

事業継続地域支援金

新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が減少した事業者に対し支援金を支給いたします。

○対象 令和2年6月1日以前から七ヶ浜町内に3か月以上法人登記されている事業所があり、同一の事業を営んでいる者（法人登記されていない事業所を有する場合は、引き続き3か月以上七ヶ浜町に住所がある者）

○対象となる要件

- (1) 昨年1年間(H31.1月～R1.12月)の売上合計額を12で割った額と令和2年3月～5月まで、いずれかの月の売上額を比較し、減少率が20%～50%未満の間に該当する場合
- (2) 今年1月以降に起業し、3月～5月までいずれかの月を

売上額と比較し、減少率が20%～50%未満の間に該当する場合

○支給金額

1事業者あたり10万円

○申請受け付け期間

令和2年6月8日から令和2年8月31日まで

○申請・問い合わせ先

〒985-8577 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
七ヶ浜町産業課水産商工係 022-357-7443

(注) 国の小規模事業者持続化給付金、宮城県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と重複して申請することはできません。

国

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

○給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
(I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
(II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

○給付額

法人：200万円、個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

※売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

○申請サイト

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

○申請サポート会場

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から**完全事前予約制**とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

※近隣会場

会場名	施設名	住所
塩釜会場	三晴ビル1F	塩釜市海岸通10-1
仙台会場	勾当台本町ビル5F	仙台市青葉区本町3-6-17
仙台第二会場	トラストセンタービル1F	仙台市泉区泉中央1-23-6
仙台第三会場	斎喜センタービル5F	仙台市若林区六丁の目西町8-1

申請サポート会場 電話予約窓口（オペレータ対応）
0570-077-866（9:00～18:00）

新型コロナウイルス感染症にかかる 小規模企業共済制度の【特例緊急経営安定貸付け】の実施

○緊急経営安定貸付けとは

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りが著しく困難なときに、経営の安定を図るために事業資金を借入れできる制度

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して**5%以上減少**した、貸付資格を有するすべてのご契約者様

○お借入れ条件

- ・借入額：50万円～2,000万円

(掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割)

- ・償還期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む）
- ・利率：0%（無利子）
- ・返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い

○問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00
(電話) 050-5541-7171

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方
 - (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

○資金の使いみち

設備資金および運転資金

○貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）

○融資限度額（別枠）

国民生活事業：8,000万円
 中小企業事業：6億円

○利率

当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
 国民生活事業：1.36%→0.46%（4,000万円限度）
 中小企業事業：1.11%→0.21%（2億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

○資金の使いみち

設備資金および運転資金

○貸付期間

設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
 運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

○融資限度額（別枠） 1,000万円

○利率

当初3年間経営改善利率▲0.9%、4年目以降経営改善利率（1.21%）
 ※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で4,000万円となります

特別利子補給制度

○対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等、商工中金「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

※小規模事業者要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種：従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業：従業員5名以下

○利子補給期間

借入後当初3年間

○補給対象上限

国民生活事業：4,000万円
 中小企業事業：2億円

ハローワーク

雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成。

○特例の対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（雇用保険設置事業主）

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5）
- ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10）
 ※対象労働者**1人1日当たり8,330円が上限**です
- ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円）
- ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

- ⑦生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1

日から令和2年6月30日までの間は、**5%減少**）

- ⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪休業規模の要件を緩和
- ⑫支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を**令和2年8月31日**まで特例的に緩和
- 活用しやすさ
 - ※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
 - ⑬短時間一斉休業の要件を緩和
 - ⑭残業相殺制度を当面停止
 - ⑮申請書類の大幅な簡素化
 - ⑯休業等計画届の提出が不要
 - ⑰オンライン申請の開始

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率（休業の場合は60%以上）を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます

全国商工会連合会

小規模事業者持続化補助金(一般型)

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援します。

○対象 小規模事業者等

○補助率 2/3 (補助上限50万円)

※感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点

○活用例

・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。

・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。

・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

○申請締切 3次締切：令和2年10月2日 ※当日消印有効
4次締切：令和3年2月5日 ※当日消印有効

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援します。

○対象 小規模事業者等

○補助率

(類型A)2/3、(類型B又はC)3/4 (補助上限100万円)

※補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整

備すること

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2(最大50万円)を即時支給する。

※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助する。

○活用例

・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始

・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供

○申請締切 3次締切：令和2年8月7日 ※必着
4次締切：令和2年10月2日 ※必着

※令和2年6月5日時点での情報です

企業概要

■事業所名：株式会社 produce・D

■代表者：阿部 力

■所在地：多賀城市町前2丁目7-6

■電話：022-290-5441

■URL：http://produce-d.com



衝撃！洗濯機振動50%抑制「とめーる君」

※洗濯機の騒音に悩まれている方だけでなく、高性能新築住宅の新築をお考えの方。ぜひお問い合わせください。

①住宅専門雑誌「とめーる君」PR(B to C取引)として、小規模事業者持続化補助金を活用し以下の販路の獲得の取組にチャレンジしました。

その商品を周知する方法として、小規模事業者持続化補助金を活用し以下の販路の獲得の取組にチャレンジしました。

小規模事業者の枠組みの中で、自社の強みを生かした事業展開や商品・サービスのPR、販路の拡大を図りたい事業者さんの取組を支援いたしますので、商工会までご相談ください。

また、今後国の政策として家賃補償等が予定されており(5月29日現在)同封しております各種コロナウイルス対策施策のチラシをご参照いただき、一つでも気になる支援策がありましたらお気軽にご相談ください。



小規模事業者持続化補助金を活用した事例の紹介 特許取得商品「とめーる君」の販路開拓

新型コロナウイルス感染症のご相談は商工会まで

株式会社 produce・Dの代表取締役の阿部 力さんは、快適な住環境の提供による社会貢献を目指し、高性能新築住宅(ZEH認定性能基準クリア)供給及び省エネリフォーム工事などを提供する会社を営んでおります。

この結果、雑誌掲載、新聞折込をしてから平均月180件(200件程度)だったHP閲覧数が600件(700件)に増加し、全国各地からのお問い合わせをいただくことができました。また、サンプルを提供した会社からは引き合いがあり、商談まで発展いたしました。

さらに現在、大手住宅メーカーからも引き合いがある等成果があり、今後も顧客満足度の高いサービスや人々の住宅に関する悩みを解決できるように意気込んでおります。

新型コロナウイルス感染症対策を重点 においたさらなる伴走型支援の強化 令和2年度通常総代会

令和2年度通常総代会につきましては、本会理事会において新型コロナウイルス感染症防止の観点から、書面議決による開催となりました。今年度は第1号議案から第13号議案が提出され、令和元年度事業報告、決算報告に続き、新型コロナウイルス対策関連に重点をおいた令和2年度事業計画・予算が原案通り総代120名中、賛成90票・反対0票で承認されました。

受賞おめでとうです 永年勤続優良従業員表彰

永年、会員事業所で勤務された優良従業員7名の方々が表彰されました。受賞された皆さまには、心よりお喜びを申し上げます。
(順不同・敬称略)

【県商工会連合会長表彰】

○優良従業員

吉川 雅彦 (株)アリエージェンシー

根本 善紀 (株)アリエージェンシー

笹谷 篤 渡邊工業(株)

佐々木 渉 渡邊工業(株)

【商工会長表彰】

○優良従業員

下山 明彦 (株)多賀城フラワー

佐々木 直 渡邊工業(株)

加藤 慧 (株)アーク

青年部 令和2年度 通常部員総会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度青年部通常部員総会は書面議決で行いました。

第1号議案では、「ザ・祭り in 多賀城」、「七ヶ浜町産業まつり」等への出店、菖蒲田浜の清掃活動、研修会への参加等、令和元年度の事業報告が可決承認されました。

また、第3号議案では、新型コロナウイルスの影響により今後の状況が不透明ではあるものの、各種イベント運営への協力、部員新規加入推進による組織強化、研修会への参加を通じた部員個々のスキルアップ等の事業計画が可決承認されました。

青年部員一同、更なる地域貢献を目指して積極的な活動を推進してまいりますので、皆様方には今後とも変わらぬご協力を宜しくお願ひ申し上げます。

女性部 令和2年度 通常部員総会

本年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、令和2年度女性部通常部員総会は書面議決で行いました。書面にて総会議案書を審議していただき、全ての議題について承認をいただきました。新型コロナウイルスの関係もあり、なかなか先の見通しを立てるのは難しいですが、本年度も部員皆様のご協力をいただきながら、事業を進めて参りたいと思っておりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

令和元年度 女性部 視察研修

令和2年2月3日(月)～5日(水)の3日間、沖縄で視察研修を行いました。

沖縄県八重瀬町商工会女性部の方々と交流し、お互いの事業について報告をいたしました。八重瀬町商工会女性部ではペットボトルのフタを利用し、手作りの交通安全のお守りを作成し、地域の小学校へ寄付しているとのことでした。皆さん明るい方々で、とても刺激を受ける交流会となりました。

その他、ひめゆりの塔、万座毛、オーシャンタワー・美ら海水族館、琉球村などを見学し、部員同士の交流も深めることができました。



職員異動のお知らせ

4月1日付けで職員の人
事異動がありましたので、
お知らせいたします。

お世話になりました

【転 出】

主任主査(多)
庄子 哲広
遠田商工会へ

【依願退職】

主事(多)
高橋 友里愛

よろしくお願ひします

【転 入】

主事(多)
阿部 美咲
岩沼市商工会より

【新規採用】

主事(多)
小齋 和史



会員になりました。よろしくお願いたします。

【法定会員】

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	One Step	渡邊 一志	七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田96	090-4633-0204	小売業
2	設楽 修平	設楽 修平	多賀城市鶴ヶ谷2-22-1	022-366-2933	不動産賃貸業
3	太田防災設備	太田 智博	多賀城市中央2-6-26-602	090-8920-5126	消防設備業
4	秋山外装	秋山 浩二	多賀城市高橋5-19-11	022-389-1045	建設業
5	ヤマサン	佐藤 勝利	七ヶ浜町花淵浜字谷地19-1	022-357-3229	海苔養殖(製造販売)
6	水間建具店	水間 隆	多賀城市笠神5-3-25	022-362-8685	建具製作
7	AUTO PIECE	徳永 秀明	多賀城市桜木3-7-65	022-781-5174	钣金塗装
8	恵比須グループ	坂本 寿	七ヶ浜町東宮浜字御林3-119	090-6337-8964	海苔養殖業
9	柴田塗装	柴田 政美	多賀城市下馬3-9-3	022-366-8760	塗装業
10	訪問マッサージ うたたね	村上 恵子	多賀城市東田中2-18-2-101	070-5360-6852	訪問マッサージ
11	(有)三林	林 すみ子	多賀城市高崎3-19-10	022-309-4381	飲食業
12	(株)秀建	鈴木 誠	多賀城市八幡4-2-20	022-354-0676	建設業
13	K-plan	加藤 幹恭	多賀城市町前3-2-6-1104	022-702-3234	イベントレンタル施工・販売・コスメイク(塗装)
14	(株)ワンテーパー	島田 昌幸	多賀城市八幡字一本柳117-8	022-355-6696	食品製造業・コンサルティング業

【特別会員】

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	THE MARRIAGE	武田 広美	塩釜市杉の入裏39-177	080-3190-6476	結婚相談所

サロンド西

- ①西 柁子
- ②宮城郡七ヶ浜町汐見台南2-1-4
- ③022-357-6543
- ④エステサロン



⑤汐見台南に開業して24年になります。お顔の手入れ、ボディケア、まつ毛パーマ、技術指導等エステ全般、化粧品やプチシルマ商品販売などを取り扱っております。エステは費用が高い恐れがちですが、気軽に体験してリラックスしてほしいと低価格の施術を心掛けながらも、材料はパリの一流ブランド、マリアギャランを取り入れています。

いつの時代も女性はいつまでも美しくありたいと願う気持ちは変わりありません。お客様の個性を理解し、楽しくお過ごしいただきたいと思っております。ぜひ一度お試しくださいませ

・日本エステティック協会認定店 正会員

・リンパセラピスト認定講師

HP：
<http://salon-de24.com/>



One Step ワンステップ

- ①渡邊 一志
- ②七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田96
- ③022-352-4845
- ④小売業(主にスポーツ用品)

⑤初めまして！One Stepの渡邊一志と申します。昨年9月に起業しました。主に小学・中学・高校へ体育用具や部活動で使用するユニフォームや各種道具の営業、販売から修理までを行っております。他にもイベントTシャツやステッカーの作成、サッカーゴールやバスケットゴールなどの大型スポーツ器具から運動会用品の販売、修理までスポーツに関することを幅広く取り扱っております。フットワークと明るさを売りに皆さんの好きなスポーツや健康をサポートさせていただきます。また、これから何か新しくスポーツを始めたいとお考えの方も私にお声がけください。皆さんの新たな挑戦～One Step～を応援します。



訪問マッサージ うたたね

- ①村上 恵子
- ③070-5360-6852
- ④按摩マッサージ指圧

⑤皆さん初めましてうたたねです。保険・自由診療にてマッサージを行なっています。

「膝が痛くて歩くのがつらい」「子供が小さく家を空けるのが難しい」といった方。ぜひご利用ください！手ぬぐい一本で伺います。お電話・メール (pinchan1203@orion.ocn.ne.jp) にて対応しております。移動・施術中は折り返させていただきます。ブログ・多賀城市の訪問マッサージうたたねもご覧ください！

会員さんコーナー

- ①代表者
- ②所在地
- ③電話番号
- ④業種
- ⑤自店のPR

訪問マッサージ

うたたね



【予約制】個人事業所対象 源泉税納付指導のお知らせ

従業員の給与(令和2年1月～6月分)に対する源泉所得税の納付期限は、7月10日(納期特例の場合)までです。商工会では下記により個別指導を行っておりますのでどうぞご利用ください。

1. 日 時 7月1日(水)～7月10日(金)
午前9時から午後4時(土・日を除く)
2. 場 所 多賀城事務所及び七ヶ浜事務所
3. 持参資料 ①源泉徴収簿・給与台帳
②納付書(今回使用分)
③前年分源泉徴収簿、領収書
(令和2年1月納付済みのもの)

地区内の中止となる イベント等のお知らせ

- ・第29回多賀城市民夏祭り「ザ・祭りin多賀城」
- ・第32回多賀城跡あやめまつり
- ・史都多賀城万葉まつり
- ・菖蒲田海水浴場

新型コロナウイルス感染症の影響により以上のイベント等について、観覧者・参加者・関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮した結果、中止となりましたのでお知らせいたします。

【働き方改革】等 毎週木曜日は 個別相談会の日

「働き方改革」をはじめ、制度助成金の活用や労務管理に関する疑問・お悩みなどについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じますので、ぜひご利用ください。

- ・働き方改革について知りたい
- ・制度助成金を活用したい
- ・就業規則を見直したい
- ・コロナウイルスの影響による休業について知りたい



- 時 間
午前10時30分～午後4時30分まで
(予約制※希望日の前週の金曜日
午前中までにご予約ください)
- 場 所 多賀城事務所

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。(「病气」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし、2019年11月1日時点での満年齢が満6歳以上80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「傷害プラン」に 個人賠償責任保険が付いた 充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!! 個人賠償責任保険でご家族全員分の賠償事故をカバー! (「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません)



編集後記

私達のくらしが大きく変わろうとしている2020年。つい半年前までは思いもよらなかった世界が、私達のまわりに拡がっており、自分と身近な家族の健康を守ることが何よりも大切な時代になりました。

毎日たくさんさんの情報が発信されていますが、自身と大切な人たちの心身の健康のために、自らが適切な情報を集め、活用することがまた大切であると思います。



発行責任者	安住 政之
編集委員長	斎藤 孝一
副委員長	菅野 邦夫
委員	星山 純一郎
	鈴木 美智子
	菅原 つえ子
	稲妻 公志
	鈴木 貴資